（職業生活両立課の所掌事務）

第八十九条　職業生活両立課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関すること（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）。

二　労働時間等の設定の改善に関すること。

（在宅労働課の所掌事務）

第九十条　在宅労働課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関すること。

二　家内労働者の福祉の増進に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）。

（勤労者生活課の所掌事務）

第九十一条　勤労者生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　勤労者の財産形成の促進に関すること。

二　中小企業退職金共済法の規定による退職金共済に関すること。

三　労働者の福利厚生に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）。

四　労働金庫の事業に関すること。

第百一条第三号、第百二条第一号、第百三条第二号、第十号及び第十五号並びに第百四条第三号中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改める。

第百九条第十四号中「職業能力開発局」を「人材開発統括官」に改める。

第百二十四条中「七課」を「八課」に、「国際年金課」を「国際年金課　資金運用課」に改める。

第百二十五条中第四号から第六号までを削り、同条第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第百二十七条の次に次の一条を加える。

（資金運用課の所掌事務）

第百二十七条の二　資金運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定のための資金運用に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　年金積立金管理運用独立行政法人の行う業務に関すること。

三　独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に掲げる業務及び同法附則第五条の二第一項に規定する業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務に限る。）に関すること。

第百三十一条第二項及び第三項中「第十五条第五号」を「第十六条第五号」に改める。

第一章第二節第三款第十三目を同款第十四目とし、同款第十二目の次に次の一目を加える。

第十三目　人材開発統括官

（参事官）

第百三十条の三　本省に、参事官五人を置く。

2　参事官は、命を受けて、人材開発統括官のつかさどる職務を助ける。

第百五十六条の二第二項第一号中「（平成四年法律第九十号）」を削る。

第百五十七条の見出し及び同条第一項中「次長」を「審議官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　審議官は、命を受けて、委員会の事務局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

附則第四条第一項中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改め、同条第二項中「雇用均等・児童家庭局総務課は、第九十二条各号」を「子ども家庭局総務課は、第九十三条各号」に改める。

（労働政策審議会令の一部改正）

第二条　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項を削る。

第六条第一項の表労働条件分科会の項中「第四条第一項第四十一号」を「第四条第一項第六号、第七号、第四十一号」に改め、「（労働者の福利厚生に係る部分を除く。）」を削り、「調査審議すること」の下に「雇用環境・均等分科会及び」を加え、「及び雇用均等分科会」を削り、「（平成四年法律第九十号）」の下に「第八条第四項」を加え、同表勤労者生活分科会の項を削り、同表職業安定分科会の項中「障害者雇用分科会」の下に「及び人材開発分科会」を加え、「、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）」を削り、同表職業能力開発分科会の項を削り、同表雇用均等分科会の項中「雇用均等分科会」を「雇用環境・均等分科会」に、「第四条第一項第四十一号」を「第四条第一項第七号、第四十一号及び第四十二号に掲げる事務」に、「雇用均等・児童家庭局の所掌に係る部分」を「雇用環境・均等局の所掌に属するもの」に、「及び第六十七号」を「、同項第五十号（職場における労働者の就業環境が害される言動に起因する問題に関することに係る部分に限る。）に掲げる事務並びに同項第六十七号」に改め、「（平成三年法律第七十六号）」の下に「、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第四条第二項」を加え、同表に次のように加える。

勤労者生活分科会	一　厚生労働省設置法第四条第一項第四十八号、第四十九号、第五十号（労働者の福利厚生に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）に係る部分に限る。）及び第五十一号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
人材開発分科会	一　厚生労働省設置法第四条第一項第五十四号、第五十五号、第五十九号及び第六十号に掲げる事務（厚生労働省人材開発統括官の所掌に属するものに限る。）並びに同項第六十三号から第六十六号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第六条第三項を次のように改める。

3　前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

第六条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げる。

第七条第三項を次のように改める。

3　前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

第七条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げる。

第八条第四項中「前条第六項から第九項まで」を「前条第四項から第七項まで」に改める。

第十一条ただし書中「、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活課」を削り、「職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課」を「雇用環境・均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用環境・均等局総務課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活課、人材開発分科会に係るものについては厚生労働省人材開発統括官」に改める。